# 境港管理組合建設工事等の指名業者選定要綱

## (趣旨)

第1条 境港管理組合(以下「管理組合」という。)の発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する工事をいう。)、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設工事等」という。)を指名競争入札に付する場合において、指名する業者の選定についてはこの要綱に定めるところによる。

## (基本方針)

- 第2条 指名業者の選定に当たっては、大手業者のみに偏重することなく、善良な中小企業の育成に留意するものとする。
- 2 指名業者の選定に当たっては、境港管理組合建設工事入札参加資格審査要綱に定める 建設工事入札参加資格を有する者、境港管理組合測量等入札参加資格を有する者(以下 「有資格者」という。)の中から選定するものとする。

#### (選定基準)

第3条 鳥取県内において発注する対象工事等については「鳥取県建設工事指名競争入札 指名業者選定要綱」、「鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱」、島根県内に おいては「島根県建設工事入札参加者選定要領」、「島根県建設コンサルタント業務等 入札参加者選定要領」の例によるものとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特に緊急を要する場合
- (2)特別の技術を必要とする場合
- (3)特別の機械を必要とする場合
- (4) その他特別の理由のある場合

### (資格審査委員会)

## 附 則

この要綱は、平成19年10月26日から施行する。

平成19年8月17日付「境港管理組合建設工事等の指名業者選定要綱」はこれを廃止する。